

残暑御見舞 申し上げます

昭和五十二年 立 秋



愛媛県神道青年会々報

第 6 号
昭和52年8月15日
発行
〒790 松山市道後
173 町 神 社 庁 内 会
谷 愛 媛 県 神 道 青 年 会
愛 媛 県 神 道 青 年 会
0899-21-9875

第六回四国地区

神青 氏青 合同研修会

開催要綱決まる

第六回四国地区(神青・氏青)合同研修会は、今年愛媛県が当番県に当たり、その要綱が次のように決定いたしました。つきましては、会員皆様の参加をお願いいたします。

また会員外の諸先輩皆様方も御都合よろしくば御参加下されば幸いに存じます。

期日 昭和五十二年八月二十日(土)

二十一日(日) 一泊二日

会場 松山市居相町六二 椿神社会館

集合時間 八月二十日 十二時

研修会テーマ

「吾が神道観と今後の営みについて」

講演講師

国学院大学教授 岩本徳一先生

伊予豆比古命神社宮司 長曾我部 勝先生

愛媛新聞常務取締役 野口光敏先生

去る七月十七日、第六回の定例総会を開催し、昭和五十二年度の活動方針等を採択して新年度へ向けて出発いたしました。総会の四日前には十二年間にわたって審理された「津地鎮祭訴訟」が最高裁大法廷に於いて合憲と断を下され、多方面に注目を集めていた裁判に終止符がうたれました。

昭和五十二年度 活動方針決まる

愛媛県神道青年会々長 十 亀 興 美

これは神社神道界が待ち望んだ朗報であり、日本人として、又神職として、日本民族本来の伝統的習俗行事が守られたことに満足を感じる一人でございます。

さて、本会も再発足以来満五年を迎え、その実績の上に定着した活動が行われていることは御承知の通りであり、会員諸兄に敬意を表し、先輩諸氏の御支援に感謝いたしております。特に昨年度の活動の中で御礼申し上げたいのは神社及び全神職の実態調査を実施させていただきましたところ、関係者の御協力を得て御回答下さり、報告書が完成したことであります。その結果につきまして、は神社の動向、神職の意識等が把握され、益するところ大であったと自負いたしております。尚、先の教化研修会に御参加の方には本報告書を差上げましたが、以外の関係者へは近日お届けする予定でございます。

ところで今後この調査書を如何に生かすかでありますが、順次検討して活用を予定しております。先、その中で神職の研修の必要性とその機会を希望される声は、私達青年神職の痛感するところと一致しております。したがって本会では、本年度活動の柱にこの声を反映すべく研修の場を広く多く計画の予定であります。更に活動の方針として国民精神の高揚運動の一環として国旗掲揚、一世

にしてと言うべきか、当然と言うべきか言に迷う程、日本らしい姿が失われつつある今日、私達神職はこの判決に示されたところを深く肝に銘じ、吟味し、襟を正して社会に対する深い重責を痛感し、研鑽し、社会

一元の法制化等々の実践にも力を尽し、又、青少年対策、氏子青年会結成促進にも努力したい所存です。

次に会員諸兄にお願いを申し上げます。既に御案内の通り、来る八月二十・二十一の両日、愛媛県が当番県となって四国四県の青年神職、氏子青年が一堂に会しての合同研修会を開催いたします。講師には国学院大学より岩本徳一教授、伊予豆比占命神社長曾我部富司、愛媛新聞社常務取締役の野口光敏氏の三氏をお迎えし「吾が神道観と今後の営みについて」のテーマのもと研修を行います。皆様の積極的な参加をお願いします。

津市地鎮祭問題 二こう思う

伊豫神社宮司 星 野 暢 広

一、問題の本質

この問題の発端をなした当時の生産党議員の関口さんは、この問題より他に多くの事を問題化しようとして多くは不成功に終わっていたそうだがこれは関口さんの宗教的感情問題と言うよりむしろ反体制と言う感情のないし政策的なものと思いたくない。

し、昭和五十二年度事業の主幹となっておりましてこの研修会が有意義に盛会の内に終了できますことを念願し、御案内申し上げる次第でございます。

何と申しましても組織体が活発に継続性のある活動を行うには主旨に沿った適正な運営が評価されますがその前提には組織を支える会員一人一人の自覚と積極的な参加と実践が必要であります。悔を干載に残さない為にも、研修の場を求め、一致団結して目的の為努力しようではありませんか。

る。関口さんの態度は私権の侵害の防禦にとどまらず攻撃的態度であると言えよう。

関口さんによって幕が明けられた津市体育館地鎮祭問題の最高裁判決に関する各新聞記事を読んでみると一般の人々の関心は、国家と宗教の関係をめぐる憲法判断にあり、恐れられていることは国家神道時代の再

現にあると思う。煮詰めると軍事政権時代の思想政策の再現への忌避であると言えよう。

そこには以前に迫害を受けた人々のアレルギー的現象が顕著であるように思える。それに宗教的対立関係にある人々（最高裁判前に並んだ人々はキリスト教系の人々が特に目立った。）や反国家体制の考えの人々が便乗、附和雷同して今回の問題を形成したと思う。

二、公德心を欠いた攻撃的態度

大きく歴史の流れから見ると、神道指令を出発点として現在は神道受難時代とも言えそうな時代である。終戦までの反動的批判が堰を切って流れ出した。神道は必要以上に避けられ、看視され、やりだまにあげられる。特に公德心を欠いた思想的対立者や宗教的対立者の神道攻撃が目立つ。

浜松のクリスチャン溝口正さん（五十一才）は「神道と言う特定の宗教の祭りをほとんどの住民が加入している自治会で行うのはおかしい」と抗議した。とりあげられなかったので自治会を退会。とたんに自治会で行っている回覧板や予防注射の接種やゴミ収集などの市からの通知が

こなくなつた。結局自治会と神社を分離して行くと言うことで話しがついたそうだ。

溝口さんは自分の宗教的潔癖感を通して、伝統的にまともな来地域社会の一環を崩してしまつた。当然の権利、正当なことと思われ勝ちであるが、溝口さんの心ない行為によって言葉で言い尽せない大切な大きなものが失われてしまつた。

津市地鎮祭問題の関口さんの場合も溝口さんの態度に似ている。個人の自由を圧迫してはならないが、自己の宗教やイデオロギーを主張するあまりに多くの人々をまきぞえにする態度は良くない。そこには節度があつてもよいはずだ。「自分の言う事が通らなかつたので我慢出来ない」と言うような部類のものは批判されるべきであると思う。特に宗教家としてはもっと考えてもらいたいものだ。」

三、宗教的中立と非宗教的

最高裁判決文中に、「憲法解釈上「国家の非宗教性」という言葉と、「宗教的中立」と言う言葉が出て来た判決文上では両者の間に意味の大差を意識してはいないようにも思えるが中立であるのと非宗教的であるのと

では大きな違いがある。今回の判決はどちらかと言えば宗教的中立の立場を採っている。

非宗教的であると言うことは、宗教関係のものを一切排除して、宗教とかかわりあいを避けて行くと言うことであり、宗教的中立とは、公正な態度で各宗教とかかわりあいを保持して行くと言う事だと言えると思う。非宗教的であることは、最高裁判決に指摘している通り不可能に近い事であろう。国が完全に非宗教的であろうとすると、自国文化の否定と言う矛盾に陥るからだ。

日本の歴史でも世界の歴史でも宗教を除いては、その国の文化は語れないはずである。今日でも地球上でトラブルの起きている所は、宗教の違いとか人種の違い、思想の違い等によるものが多数である。

その国の道徳観や常識等の根底には宗教がある。我が国の場合は神道や仏教は深く習俗とも重層しているし、組や町内会等の公の小集団とも深い関係を持って秩序が立って来た。国とその関係機関が非宗教的に徹するならばやがて組や町内会等の公の小集団も一部住民の意向により、宗教排除の方向に進まざるを得なくなるだろう。

非宗教的であることは、結果的に消極的宗教否定につながって来ると思う。宗教否定は自国文化の否定につながる面が大きく、既成観念の崩壊促進となり、道徳感の混乱、イデオロギーの混乱と日本国民は益々共通基盤を失うことになるであろう。結果的に民主主義の理想とは逆に混乱に向って進む事となるように思う。

特定宗教の優遇や圧迫はなすべきでなからうが、国家は潔癖に非宗教的であるべきでなく、宗教に対して寛大で公平であるべきであろう。宗教の解体は、農地開放や財閥の解体と違って、日本文化、国家体制の解体を意味する。

四、恐れるあまりに失うもの

公機関と宗教との関係は、地鎮祭問題での県や市町村の態度が示すように、危いものには触れるな、あいまいなものは避けよと言うような感覚で接し勝ちになる。

宗教関係の事だけに一般の人々は専門的な認識がなく理解がないのでやむを得ない事かも知れないが、この問題は重要な問題であり、そうしたあいまいさで片付けてしまわれては大変だ。

過去の再現を恐れるあまりに進路をあまり大きなものを失うような事があってはならない。

終戦と言う結果が出て区切りとなり、すべて今迄の事が間違っていたとして新しい方向が求められた。現在もまだこの思考の延長線上にありそれを脱し切っていないように思

神道青年会全国協議会に参加して

一宮神社 赤野哲夫

神道青年全国協議会は、神社本庁中央研修所との共催にて、三月三・四日の両日、宮崎市にある宮崎県国民宿舎において、中央研修会が開催され、愛媛神道青年より十亀興美会長・清家副会長・星野暢廣氏と共に参加いたしました。

今回の研修会には、全国から百五十名もの神道青年が参加、研修目的である。「いかにして青少年を教化育成するか」という主題のもと、活発に討論し熱心に研修をおこないました。

研修会一日目は、開会式・来賓祝辞の後、ただちに研修にはいり主題

う。今一步進めて本間に間違っていた事とそうでない事をはっきり区別をして行く必要に迫られているように思う。日本人にとって神道と仏教は、日本人が国土という共通の土地に住んでいる事と同じように日本人の共通した基盤である。

にそって三分科各会場にわかれて研修をいたしました。

第一分科会

自己再研修をいかに強化するか。

第二分科会

「まつり」の場をどのように活かすか。

第三分科会

神話を通して正しい郷土史をいかに学ばせるか。

以上、三小部会にわかれて研修、私は第一分科会に参加したので、他の分科会の討論内容はくわしくはわかりませんが、私の見・聞きした感じでは、参加者全員よく考え、学ばれて来ていると思いました。私とい

たしましては、ただ感心するのみでした。

この後、合同研修があり三分科会の結論を発表いたしました。

次にその内容をかんたんに書きましよう。

第一分科会

神社界だけの研修に終らず、青年会議所をはじめとして外部の青年活動に積極的に参加し、外部からの知識、刺戟をうける必要がある。

第二分科会

神職が祭りの場に青少年をひき入れることは重要だが、神職としての自覚をもち地域社会の奉仕に努めるべきであり、外から得たものを神社活動に生かしていく必要がある。

第三分科会

神青会員は記紀を正しく伝承してあらゆる方法をもって正しい郷土史国史を教えていくことが確認され二つの要望事項が提出された。

一、神社本庁ならびに神青協へ
神話の紙芝居を作り各県神社庁へくばってほしい。

二、各県青少年対策担当者へ
教化方針の中に神話を取り入れてほしい。

以上の報告及び結論を発表して、一日目の研修を終えた。

二日目は、早朝青島神社に正式参拝をして、前日の各分科会の報告をふまえて全体会議が開かれたのち、福岡教育大学教授北原重登氏が「教育問題の現状と方向」と題しての講演があり正午閉会式がおこなわれ研修会の幕を閉じた。

各ブロック研究会の促進を

加茂神社祢宜 池内 公和

去る七月十七日に開催された神道青年会第六回総会で議決された、昭和五十二年度事業計画案の教化委員会の提言項目「各ブロック別研究会の実施」案は、今後の神道青年会の根本たる活動に成り得ると思われま

私ははじめて全国的な研修会に参加したのですが、各地方各神社種々の相異があり、話を聞くだけでよい勉強になったと思っております。会員の皆様もできうるかぎり、このような研修会に参加されるよう希望いたします。

それはさきの調査部委員会の提出したアンケートに見られるように、兼職者が県内神職の五十八パーセントを示し、しかも残り四十二パーセントの専職者も六十才、七十才代の方が多数であることを示しています。これらの内容を考えてみますと、神青会員のほとんどが兼職者であることが判ります。しかも東西に随分と距離のある県内でもあり、平日の

このままでは、神道青年会の根本的本質「全員参加の声」はおきざりにされ、机上の空論は、いつまでたっても打開できません。全員参加、そしてその談話の中から生れ出る意見こそ、今県内神職者が必要としている意見であり、知識であり、それだけに現状を把握した提言として青年会の活動に活かされる可能性も高いわけです。

現在のこの状態を少しでも打開でき「全員参加の声」を最大限に活かせる方法がこの「各小ブロック別研究会」の内に、含まれているのであります。

つまり二次的とはなりますが、「各小ブロック研究会」を各地区で活発に開催されれば、その集まりの雑談の中からも、集まって話しただけの価値ある議題は出るものであり、その地区に必要な勉強もできま

すし、またその中から生れた意見、提言は中央集会・活動に参加可能な人に託し、その人は、中央へ各ブロックの意見、提言として発表し、その議決、また中央活動からの情報、提言などを次の各小ブロック会で各会員に報告する。

この方法が現在では、各会員の全員参加としての意見を得、中身のあつ実現可能な限界と思われま

この四支部では、とにかく集まってみようと、毎月一度十六日に「十六夜会」の名称のもとに、夜二〜三時間の集会を実施しています。この会はあくまでも意見交換、研修を目標とし、場所も事務所であったり喫茶店であったり、時には縄暖簾の店とかに決め、費用も一回千円以内と最小限に収め、十六日が土、日曜日の場合には前後に変更し、全員参加可能な日を選び、会計は一回ごと交替、その中で議決された研修日も平日の夜とし、現在非常にスムーズに運営されています。そして現在まで浮び上った研修項目は、朝夕の太鼓神楽太鼓、正服の着付、神葬祭、大手建設会社主催の地鎮祭式次第の統一など現在少しずつではありますが一歩一歩実行へ移しています。まだまだこれからやらなければならぬ事は数多くありますが、なによりもこうして集まった事により、この地区の我々会員の意志疏通が非常に滑らかにあって、お互いに切磋琢磨する事を自覚するまでになりました。

このように、ともかく各小ブロックの中で集まってみる事だと思えます。このような活動が県内で活発に開かれますと、神道青年会の活動はズシリと重みのある充実したものとなり、それにまして、その地区その地区の神社が充実して狭い神職界が今迄よりは広く、スムーズになるのですから、最終的には自分の奉仕神社へとその結果は表われて来るのです。

各支部に教化委員の人もいますからあまり地域を広げなくて五名〜十名程度で集まればいいのではないのでしょうか。集まれば随分と学ぶ事が多いのに驚きます。

各自自覚して、誰の為でもなく自分のお社の為、誰かが呼びかけて来るだろうでなく、進んで回りの会員に呼びかけて下さい。

なお、各小ブロック会が開催されましたら、御面倒でしょうけど、当方へ御一報下されれば幸に存じます。

この会報に順次記載し、会員相互の充実に役立てたく思います。

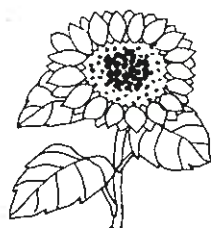
なお参考までに、現在の教化、調査、広報各委員の名前を記載いたします。各委員皆様方は進んで活動を行って下さい。

東予 ※※※※※※※※※※※※※※※※

- 和田 将信 (調)
- 阿部 睦雄 (調)
- 沼崎 守文 (調)
- 竹内 光彦 (調)
- 神田 嘉津雄 (教)
- 田窪 久 (調)
- 十亀 興美 (事)
- 大岡 忠臣 (調)
- 日野 諄二 (調)
- 玉井 貞臣 (調)
- 矢野 哲夫 (調)
- 三島 喜徳 (広)
- 藤原 寿久 (調)
- 渡辺 雅 (調)
- 玉井 利明 (調)
- 近藤 基樹 (調)
- 高橋 幸意 (調)
- 多和 英紀 (調)
- 池内 公和 (調)
- 越智 静治 (調)
- 戸田 正安 (調)
- 馬越 将文 (調)
- 高橋 照子 (調)
- 重松 譲 (調)
- 星野 暢廣 (調)
- 田内 逸武 (調)

南予 ※※※※※※※※※※※※※※※※

- 正岡 重和 (教)
- 長曾我部 延昭 (調)
- 井上 忠史 (調)
- 野口 寛則 (調)
- 重松 正寛 (調)
- 山下 史郎 (事)
- 大内 慶和 (調)
- 越智 重安 (調)
- 鳥谷 長誠 (調)
- 田内 逸和 (調)
- 辻田 正明 (広)
- 常盤井 守興 (調)
- 井関 五十鈴 (調)
- 菊池 博史 (教)
- 鎌田 正一郎 (調)
- 薬師神 条宜 (調)
- 菊池 克幸 (調)
- 渡辺 和敏 (広)
- 清家 貞宏 (調)
- 畑岡 公明 (調)



昭和51年度愛媛県神道青年会決算書

収入の部 (単位 円)			
項目	決算額	予算額	増減△
1 繰越金	427,367	427,367	0
2 会費収入	173,000	100,000	73,000
3 助成金	100,000	100,000	0
4 寄附金	572,000	300,000	272,000
5 雑収入	27,024	12,633	14,391
合計	1,299,391	940,000	359,391
支出の部			
項目	決算額	予算額	増減△
1 会議費	244,670	150,000	94,670
2 研修教化費	95,800	120,000	△ 24,200
3 事務費	29,885	30,000	△ 115
4 備品費	0	10,000	△ 10,000
5 旅費	50,000	50,000	0
6 交際費	31,000	20,000	11,000
7 事業費	230,195	260,000	△ 29,805
8 広報費	102,260	70,000	32,260
9 調査費	89,720	100,000	△ 10,280
10 負担金	47,750	40,000	7,750
11 雑支出	1,000	10,000	△ 9,000
12 予備費	0	80,000	△ 80,000
合計	922,280	940,000	△ 17,720

収入合計 1,299,391円也 支出合計 922,280円也
 繰越金 377,111円也 繰越金 377,111円也
 (昭和52年度へ繰越)

昭和52年7月17日提出
 愛媛県神道青年会々長 十亀興美

昭和五十一年度
寄附助成者御芳名

(敬称略)

金五万円

石樺神社(松山市)
大山鉦神社(西条市)
砥神社(越智郡)

金参万円

金老万円

矢野宮神作(宇和島市)
合野正峯社(新居浜市)
辻盛正良義社(上浮穴郡)
石丸金盛雄(松山市)
平田茂五光(越智郡)
清家貞雄(八幡浜市)

昭和52年度愛媛県神道青年会予算書(案)

収入の部 (単位 円)			
項目	本年度予算額	前年度予算額	増減△
1 会費収入	200,000	100,000	100,000
2 助成金	100,000	100,000	0
3 寄附金	300,000	300,000	0
4 雑収入	22,889	12,633	10,256
5 繰越金	377,111	427,367	△ 50,256
合計	1,000,000	940,000	60,000
支出の部			
項目	本年度予算額	前年度予算額	増減△
1 会議費	150,000	150,000	0
2 研修教化費	150,000	120,000	30,000
3 事務費	30,000	30,000	0
4 備品費	10,000	10,000	0
5 旅費	50,000	50,000	0
6 交際費	20,000	20,000	0
7 事業費	100,000	260,000	△ 160,000
8 広報費	100,000	70,000	30,000
9 調査費	300,000	100,000	200,000
10 負担金	40,000	40,000	0
11 雑支出	10,000	10,000	0
12 予備費	40,000	80,000	△ 40,000
合計	1,000,000	940,000	60,000

収入合計 1,000,000円也 支出合計 1,000,000円也
 繰越金 0円也
 (昭和52年7月17日提出)

菅原稜威雄(東宇和郡)
星野満広(伊予市)
武之内須磨子(越智郡)
金六千円
金五千円

近藤茂生(新居浜市)
久米久夫(松山市)
藤和久謙(越智郡)
岡益子(八幡浜市)

十亀老彦(西条市)
葛城穂彦(宇摩郡)
合野恒雄(松山市)
近藤文雄(松山市)
矢野守文(松山市)
重松文文(越智郡)
阿部義文(越智郡)
池居公和(上浮穴郡)
横田清光(八幡浜市)

沼崎守文(正岡重岩)
大内慶和(越智重臣)
武智雄一(菊池克幸)
野口寛則(高本多)
野口高橋(海橋)
野口洋子(上田)
野井野(森内)
野利明二(義和)
後藤正宣(渡部)
藤正宣(敏信)

金四千元 矢野正実 (西条市)
 和 須賀雄 (伊予郡)
 井 五十鈴 (東宇和郡)

金参千元 矢野忠俊 (新居浜市)
 杉尾光雄 (西条市)
 塩出光雄 (")
 真鍋次郎 (東予市)
 伊予稲荷神社 (伊予市)

金貳千元 鎌田正行 (西宇和郡)
 是 沢美久雄 (")
 菊池文史 (")
 菅原醇 (")
 上 甲源一 (")

金貳千元 伊予稲荷神社 (伊予市)
 一 宮才一 (西宇和郡)

特別寄附
 第五回総会
 金貳万円 石 鉦神社 (西条市)
 金壹万円 一 宮神社 (新居浜市)
 矢野峯義 (")
 大 西元彦 (伊予三島)
 和 田将信 (")
 十 亀興美 (西条市)

役員会
 金壹万円 石 鉦神社 (西条市)

金壹万円 菅 義彦 (今治市)
 金五千元 鎌田正一郎 (西宇和郡)
 金貳万円 和 靈神社 (宇和島市)

金壹万円 三島神社 (宇和島市)
 越智大介 (")
 宇和津彦神社 (")
 金五千元 泉神社 (北宇和郡)

金五千元 水口敏雄 (北宇和郡)
 名本勅滋 (喜多郡)
 金参千元 十亀興美 (西条市)

特別助成金
 金拾万円 愛媛県神社庁

金参万円 金拾万円 愛媛県神社庁

金貳万円 三島安久 (越智郡)
 石 鉦神社 (西条市)

金壹万円 愛媛県神社庁

金五千元 池内公和 (越智郡)

金貳千五百円 田 窪多理甫 (今治市)

以上二十三件

お詫びとお願い

かねてより進めてまいりました県内神職実態調査の報告書が一部完成いたしました。しかし予定外の出費が重なり、今期の予算も使いはたした項目(神社関係)の報告書作成に手をつけていない状態です。予算が取れしだい取りかかる予定ですが、なるべく早く完成し県内神社へ配布いたしたく、この上にも甚だ勝手がましいお願いでございますが、予算への御援助を御協力下されば幸に存じます。

私の近況

今治市南大門町 潮早神社 浅海洋一

七月二十五日から山口神社に権正階の講習を受けにまいります。会員皆様、今後よろしく御指導下さいますようお願いいたします。

松山市鷹子町八九四 日尾八幡神社 三輪田長貞

日尾八幡神社権柄宜として五年、昭和二十三年三月八日生れの現在二十九才、次の資格を取るため只今勉強中であります。その節はよろしく御指導の程お願い致します。

八幡浜市川上町川名津 天満神社宮司 宮本 稚雄

昭和三十五年六月、大山祇神社出仕奉職より現在天満神社宮司として奉仕しております。昭和十六年九月十三日生れ、現在子供二女、なお兼職として、共盛社で観光課長をしております。南予の会員皆様、旅行の計画がありましたら一報願えれば、サービスさせていただきます。

祝

東予ブロックの近藤基樹君(三島神社権宜)と南予ブロックの越智重安君(三島神社権宜)の両氏がめでたく結婚されました。

しかも不思議にも奉仕神社の号も挙式日も共に同じであります。二世の誕生はどちらが早いかわか。興味しんしんと言う所でしょうか。ここ当分、新居浜と宇和島は残暑が続くことでしょう。

編集後記

発行が遅れましたが、会報をお届けします。